

令和6年度
中城湾港新港地区物流拠点化支援事業補助金
公募要領
(フォワードナー向け)

令和6年
中城湾港開発推進協議会

1 目的

本事業は、中城湾港新港地区に就航する船舶を利用し海上輸送を行うフォワーダーに対し、中城湾港新港地区物流拠点化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本地区の物流拠点化の促進と定期航路の充実、新規の航路の開拓を図ることを目的としています。

2 補助の内容

(1) 補助対象事業者

補助金の交付対象となる事業者は、中城湾港新港地区に就航する船舶を利用し海上輸送を行うフォワーダーとし、補助対象期間終了後も継続して操業する計画を有している者とします。

※ 「フォワーダー」とは、貨物利用運送事業法で規定する貨物利用運送事業者など、荷主から貨物を預かり、荷主の代行として輸送を依頼する者をいいます。

(2) 補助対象貨物

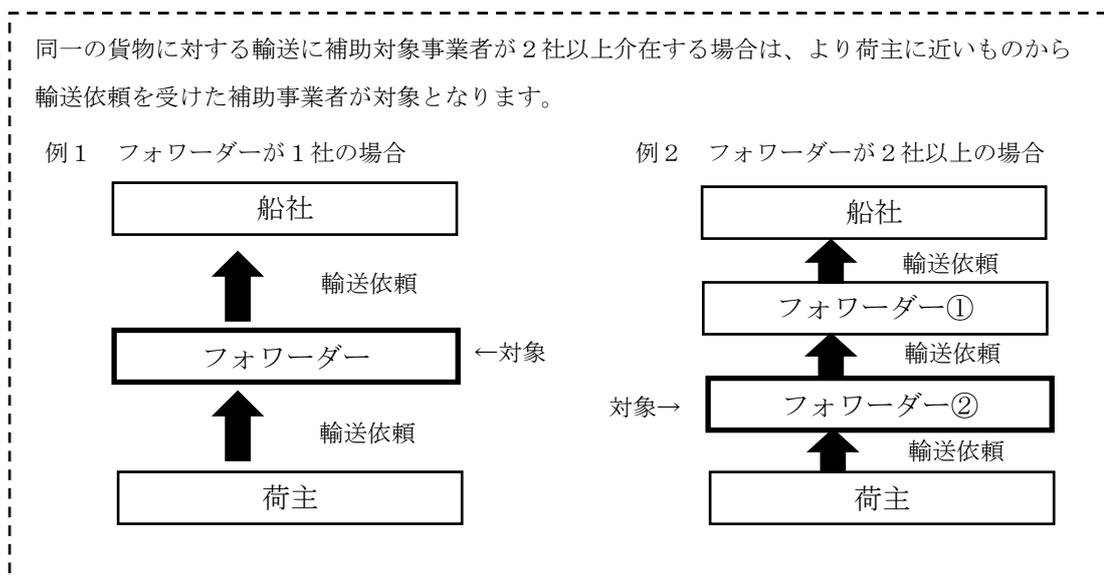
以下の①・②の要件を全て満たす必要があります。

① 補助対象貨物は中城湾港に就航する船舶を利用し輸出入や移出入する貨物とします。

② 他の補助対象事業者から輸送依頼を受けたものではない貨物（※）

※ 消費税及び地方消費税は補助対象としません。

(※) 【「(2)補助対象貨物」の要件②について】



(3) 補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

(4) 補助金の額

助 成 額	摘 要
・ <u>1 R/T → 2, 0 0 0 円</u> ・ 輸出入及び移出入時に、中城湾港を発着する コンテナ船、RORO 船等を活用した全取扱貨物量に 対して助成	・ <u>1 0 0 万円</u> └一荷主あたりの助成額 上限

※ 予算の執行状況を鑑みて、事務局で調整をして交付確定を行う場合がありますので予めご了承ください。

※ 交付額は、1,000円未満の端数を切り捨てます。

3 申請方法

(1) 提出書類 ※提出された書類は返却いたしません。

① 交付申請書（第1号様式）

② 貨物取扱計画書（第1号様式 別紙）

③ 履歴事項全部証明書、定款（写し）

④ フォワーダーであることを証する書類（写し）

（貨物利用運送事業法にかかる許可証等）

(2) 公募期間

募集期間：令和6年11月14日(木) ～ 令和6年12月20日(金)

※募集期間中に、本補助金における予算上限に満たなかった際は、

募集期間の延長を行うことがございます。

※公募期間中であっても予算の上限に達し次第、公募を終了することがあります。

※業務の都合上、示した予定について変更する場合があります。

(3) 交付申請書提出期限

令和6年12月20日(金) 17時まで(郵送の場合は当日消印有効)

(4) 提出先

〒904-2234 沖縄県うるま市州崎7-7

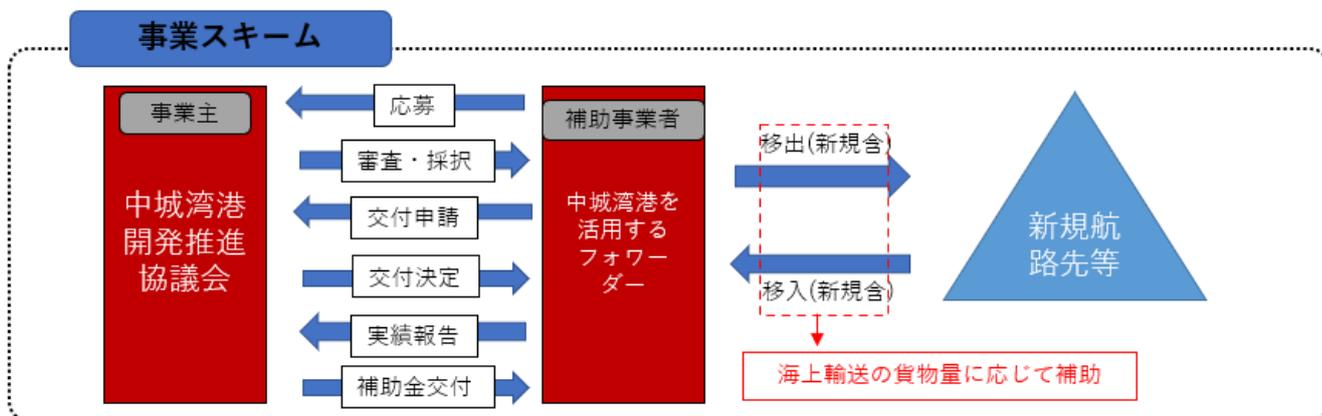
中城湾港開発推進協議会事務局 担当 友利

TEL：(098)923-2548 FAX：(098)921-2834

4 スケジュール



5 スキーム



6 お問い合わせ先

〒904-2234 沖縄県うるま市州崎7-7

中城湾港開発推進協議会事務局 担当 友利

TEL : (098)923-2548 FAX : (098)923-2834

E-mail : info@nakagusuku-port.jp